

鳥取県県土整備部測量等業務発注にかかる一括審査方式入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所を含む。以下同じ）が発注する測量等業務に係る入札において、品質の確保及び抽選の回避等を目的に試行する総合評価による一般競争入札により決定する場合における一括審査方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）、平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）及び平成24年鳥取県告示第224号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）で使用する用語の例によるほか、以下の例による。

- (1) 「一括審査方式」とは、一般競争入札の落札者の決定に当たり、同一発注機関、同一入札方式及び同一開札日に入札する複数の測量等業務において、落札者を決定する順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の落札者となった者の他の測量等業務における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 「発注業種」とは、調達公告で定める主たる測量等業務の種別をいう。
- (3) 「配置予定技術者」とは、調達公告で定める業務の履行期間中配置を予定する技術者をいう。

(適用対象)

第3条 発注機関の長は、可能な限り入札を同一開札日に行わないなど、計画的な発注に努めたいうで、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について、発注機関の資格審査委員会（以下「委員会」という。）を召集し、当該委員会で承認を得たものを一括審査方式の対象業務（以下「対象業務」という。）として指定することができる。

- (1) 落札者決定方式が総合評価方式の案件であること。
- (2) 発注業種が同じ案件であること。
- (3) 対象業務数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

2 緊急対応での発注を目的とする場合など、やむを得ない事情があると認められる場合については、前項の規定にかかわらず、一括審査方式の対象とすることができる。

(留意事項)

第4条 一括審査方式の執行にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 一括審査方式を採用する場合は、原則として同一調達公告日とする。
- (2) 原則として、対象業務の落札決定順位は設計金額が高い順に設定するものとする。
- (3) 落札予定者の決定は原則として落札決定順位順に行うものとする。

なお、先に開札した案件が、低入札価格調査、入札結果に対する説明を求める旨の

申出等により落札決定できない場合は、当該案件を最終案件の後に落札決定することとし、調査等が完了したものから落札決定するものとする。

- (4) 先に開札した案件で落札予定者となった者が、次案件以降にも参加している場合は、その入札書を無効として取り扱うものとする。なお、共同企業体が落札予定者となった場合は、当該共同企業体及び共同企業体構成員のすべての者の入札書を無効とする。
- (5) 落札決定順位順に落札予定者を決定した結果、有効な応札者数が不在となる場合は、一括審査方式は適用せず当該案件の全応札者で入札を行うものとする。
- (6) 電子入札の場合を除き、複数の対象業務の入札に参加する者に対し、参加資格要件を証するため提出する書類（会社要件（業務実績）及び配置予定技術者（資格及び業務実績）届出書、証明書等）について、同一の内容である場合は省略することができる。この場合、省略した書類がどの案件に添付されているのか明記すること。
- (7) 過去の案件の入札結果を勘案し、入札参加資格要件の緩和措置を講じたものの、入札状況等が一括審査方式に合致しないと認められる場合は、適用しないことができる。
- (8) 落札決定順位順に落札予定者を決定した結果、配置予定技術者の手持ち件数等が上限を超えた場合は、当該技術者が配置予定技術者となっている入札においては失格とする。
- (9) 対象業務ごとに落札予定者を決定するものとし、別の対象業務等には影響しないこととする。

（手続き）

第5条 対象業務の入札手続においては、次の各号のとおりとする。

- (1) 調達公告に当該案件が「一括審査方式の対象業務」であることを明示すること。なお、この際落札決定順位順を併せて明示するとともに、調達公告又は入札条件に先に開札した案件で落札予定者となった者の次案件以降の入札を無効とする要件を追加すること。
- (2) 前条の取扱いについて、調達公告等に明示すること。

（その他）

第6条 一括審査方式の試行にあたっては、この要領に定めのあることのほか、必要な事項がある場合は各発注機関で定めることができる。なお、この場合においては調達公告等に明示すること。

2 対象業務に関する入札結果に係る疑義の申出において、明らかに入札の妨害と取れるような行為をした場合は、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。）に基づき資格停止等を行う場合がある。

附 則

この要綱は、平成31年6月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。